

クロスハート湘南台二番館

指定通所介護・介護予防通所型サービス及び

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

重要事項説明書

1 クロスハート湘南台二番館の概要

(1) 事業所の概要

施設名	クロスハート湘南台二番館
所在地	〒252-0805 神奈川県藤沢市円行2-25-1
電話番号	0466-41-9500 (通所介護直通)
FAX番号	0466-41-9501
事業所番号	指定事業所番号 1472205150号
開設年月日	平成26年3月1日
敷地・建物概要	(契約形態) 賃貸契約 (建物) 鉄筋コンクリート地上4階建(1階部分) (床面積) 4.563.56 m ²
営業日	月曜日から土曜日までの週6日 (祝日含む)
休日	日曜日、年末年始 (期間は年によって変更あり)
営業時間	午前8時00分～午後17時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後16時30分
事業実施地域	～藤沢市～ 石川、稻荷、打戻、円行、遠藤、大庭、瀬郷、亀井野、葛原、下土棚、湘南台、菖蒲沢、善行、善行坂、善行団地、高倉、立石、長後、西俣野、本藤沢

(2) 当施設の職員体制

職と氏名	資 格	常勤	非常勤	兼 務	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	0名	あり	1名	生活相談員を兼務
生活相談員	介護福祉士	1名	0名	あり	1名	通所介護計画の作成 送迎・入浴・排せつ・食事等の援助
介護・看護職員	看護師	0名	3名	あり	3名	看護師 ご利用者の健康管理 機能訓練指導
	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	0名	2名	なし	2名	
	介護福祉士	1名	3名	あり	4名	介護職員 入浴・排せつ・食事・ 送迎等に係わる援助
	実務者研修終了	1名	0名	なし	1名	
	初任者研修終了	0名	2名	なし	2名	
	その他(ドライバー・厨房)	0名	3名	なし	3名	機能訓練指導員 機能訓練指導
合計		4名	13名	－	17名	－

※人員体制につきましては、職員の入・退職により若干の差異が生じる場合がございます

(3) 当事業所の設備の概要

定員	39名	トイレ	共有スペースに3箇所 (車椅子対応)
面積	160.63m ²	静養室	あり(2ベッド)
浴室設備	一般浴槽	設備	トイレ、洗面、エアコン、送迎車 6台

2 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

法人の理念である「たくさんのかたを人生の先輩たちと後輩たちそして地域に捧ぐ」を基本とし、「杖の代わりに」をモットーにサービス提供を行っております。

(2) サービス提供のために

事　項	備　考
従業員への研修の実施	入職時のOJTに加え、全体研修については月に1回実施しています また外部講習を適宜受講させております
マニュアルの整備状況	スタッフマニュアル、ケアマニュアル、緊急時対応マニュアル等を整備しております

3 サービスの内容

(1) 提供するサービス内容

サービス	内　容
食事	昼食 午後12時半～ お茶 午後3時～ 通常のお食事の他に一口大、キザミ食、ミキサー食、減塩食等をご用意いたします（特別なお食事が必要な方は予めお申し出下さい）
入浴	午前もしくは午後、ご本人のご希望に応じてご入浴いただきます (タオル、石鹼類は当事業所にてご用意いたします)
排泄	お身体のご状態にあわせた排泄介助を実施いたします
健康管理	ご家族や主治医、担当のケアマネージャーと連携の上で、看護師による健康管理を実施いたします
運動器機能向上訓練	運動器機能向上計画に基づき、座る・立つ・歩く等筋力や体力の維持・向上を図るためのプログラム（グループエクササイズ等）を看護師、作業療法士等の資格を持った者を中心に個々にあわせて作成し実施いたします
個別機能訓練 I (ロ)・II	個別の機能訓練計画に基づき、機能訓練動作をはじめとして日常の生活動作やゲーム等を通じて実施いたします
生活相談	ご利用にあたっての各種ご相談 日常生活上（ご自宅での生活を含む）についてのご相談に応じます ご遠慮なく生活相談員までお申し出下さいませ
レクリエーション	音楽レクリエーションをはじめとするレクリエーションや建物の特徴を活かした敷地内での行事を適宜実施いたします 外出時は予めご相談の上で費用を実費負担いただく場合もございます

通所介護計画書の作成	ご利用開始時には居宅介護計画書（ケアプラン）にもとづいた通所介護計画書を作成し、その内容に沿った介護をいたします 通所介護計画書の内容については、必要に応じて見直しをいたします
------------	---

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

送迎	原則として、ご自宅の玄関から当施設までの送迎となります その他、お手伝いが必要な場合はご相談下さい
食事	昼食ならびに飲み物（お茶や珈琲等）、お茶菓子をご用意いたします 職員もご一緒にさせていただく場合がございます
飲酒・喫煙	施設内の飲酒、喫煙はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	紛失や破損の責任は負いかねますので、なるべくお持ちにならないようお願いいたします
ご用意いただくもの	入浴時に専用で使用するもの、着替え、オムツ等（使用している方）すべてのお持ち物と衣服にはお名前の記入をお願いいたします
入浴について	身体のご状態によって、当日の入浴の可否をきめさせていただきます。 また必要に応じて機械浴を用いてご入浴いただきます。
医療的処置について	服薬の援助、医療的処置が必要な場合は予めご相談ください 看護師がお手伝いさせていただきます

4 サービスのご利用にかかる費用

(1) 利用料金

- ・別表に記載

(2) キャンセル料について

- ・利用をお休みされる場合は、当日の午前8時30分までに施設までご連絡をお願いいたします。
お客様の正当な事由（体調不良等）以外のご連絡なきキャンセルの場合は、一日のご利用料の50%をキャンセル料として請求させていただきます。

(3) 料金の支払方法

- ・毎月、15日までに前月分の請求をいたします
- ・お支払い方法は請求月の27日にご指定の口座自動引落しさせて頂きます
- ・お支払いいただきますと、領収書を発行いたします

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①まずは、お電話等で見学のお申し込みをお願いいたします
- ②当施設の職員が施設のご案内ならびに概要のご説明をいたします
※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、ご利用にあたり、必ず担当の介護支援専門員とご相談下さい
- ③お申し込みに必要な書類を受領後、訪問調査にて状態の確認をさせていただきます
- ④契約後、利用開始日を双方協議の上で決定いたします

(2) サービスの終了

- ア 利用者からの申し出によるサービスの終了
- ・お客様のご都合でサービスを終了する場合は書面にてご連絡をお願いいたします
- イ サービスの自動終了
- 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合

- お客様の要介護認定区分が、「非該当（自立）」と認定された場合
 - お客様が亡くなられた場合
- ウ その他
- お客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、30日前に文書で通知し、利用を中止していただく場合があります。
 - お客様がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上滞納し、料金を支払うようにお願いしたにもかかわらず14日以内にお支払いいただけない場合は、7日前までに文書で通知し、利用を中止していただく場合がございます

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 萩田 亘

電話 クロスハート湘南台二番館 0466-41-9500

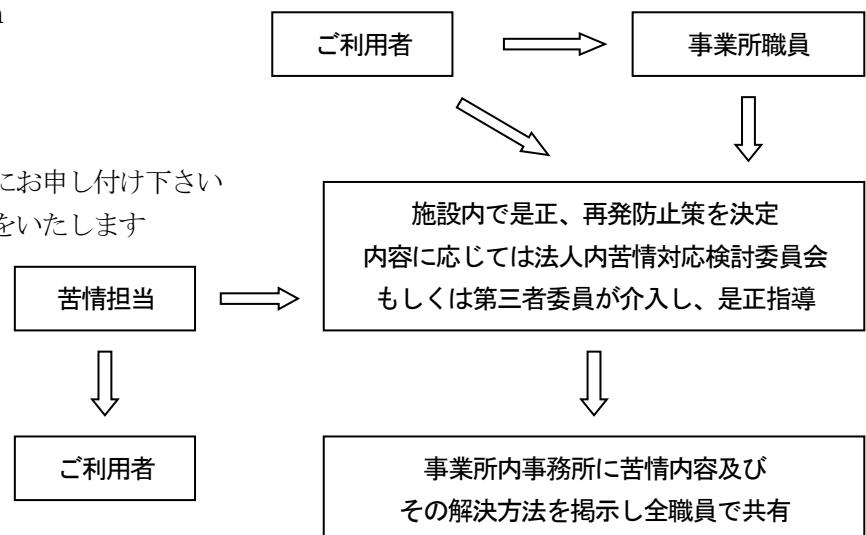
メール ogita-w@skfch.com

受付日 年中無休

受付時間 午前9時～

(2) 苦情対応

- ①お気づきになったことを職員にお申し付け下さい
- ②法人内の適切な部門にて是正をいたします
- ③行った対応と再発防止策を管理者より報告いたします



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

藤沢市保険福祉部介護保険課

電話 0466-50-3527

神奈川県保険福祉局高齢施設課

電話 045-210-4840

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話 045-329-3447

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、下記に記載のある 主治医もしくはご家族へ連絡をいたします（以下、ご記入ください）

主治医	病院名 担当医		
	所属	電話番号	
ご家族 (緊急連絡先)	氏名		
	自宅 電話	携帯番号	

8 事故発生時の対応

- サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。
- また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。当事業所は株式会社損保保健ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。

9 非常災害対策

防災設備	火災報知器、煙感知器、火災受信機、消火器、避難誘導灯
防災訓練	年に2回、昼と夜を想定して実施
防火責任者	藤澤 祐人

10 秘密の保持について

- 当該事業所の従事者ならびに退職した従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

11 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 伸こう福祉会
代表者名	理事長 高田 益江
法人本部所在地 連絡先	横浜市栄区公田町1020-5 電話 045-896-1234 FAX 045-896-1235
	<p>特別養護老人ホーム クロスハート栄・横浜 特別養護老人ホーム クロスハート幸・横浜 入所者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>小規模型特別養護老人ホーム クロスハート野七里・栄 入所者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>グループホーム クロスハート田谷・栄 クロスハート金沢・横浜 クロスハート二階堂・鎌倉 クロスハート官前・川崎 クロスハート港南・横浜 クロスハート本鵠沼・藤沢 クロスハート南・横浜 クロスハート円行・藤沢 クロスハート十二所・鎌倉 クロスハート鶴見・横浜 クロスハート本牧・横浜 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</p> <p>クロスハート港南・横浜 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>クロスハート港南・横浜 クロスハート藤沢本町 (介護予防) 訪問看護</p> <p>クロスハート石名坂 クロスハート湘南台二番館 (介護予防) 特定施設入居者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>クロスハート湘南台・藤沢 ファミーユ湘南 ミソノピア (介護予防) 特定施設入居者生活介護</p> <p>クロスハート藤沢本町 サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>クロスハート栄・横浜 クロスハート金沢・横浜 クロスハート本鵠沼・藤沢 屏風ヶ浦地域ケアプラザ クロスハート十二所・鎌倉 クロスハート湘南台・二番館 通所介護及び指定第一号通所事業</p> <p>クロスハート十二所・鎌倉 クロスハート鶴見・横浜 クロスハート幸・川崎 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護</p>

	<p>クロスハートヘルパーステーション栄・横浜 訪問介護・第一号訪問介護事業</p> <p>横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ 横浜市野七里地域ケアプラザ 地域ケアプラザ運営</p> <p>横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ 横浜市野七里地域ケアプラザ クロスハート藤沢本町</p> <p>キディ鶴沼・藤沢本園 キディ鶴沼・藤沢分園 キディ百合丘・川崎 キディ湘南C-X キディ古市場保育園 キディ石川町・横浜 キディ鈴木町・川崎 キディ元住吉・川崎 キディ大倉山・横浜 認可保育園</p> <p>キディ二子・川崎 川崎認定保育園</p> <p>キディ腰越 公私連携型保育所</p> <p>親子広場 子育てキディ洋光台 子育て親子広場事業</p> <p>子育てキディ腰越 子育て支援センター</p> <p>ファンファンキディ湘南台・藤沢 児童発達支援・放課後等デイサービス</p> <p>クロスハートハイツ東蒔田 クロスハートハイツ南太田 クロスハートハイツ矢部 クロスハートハイツ上倉田 クロスハートハイツ戸塚南 クロスハートハイツ和泉が丘 共同生活援助</p> <p>クロスハートワーカ戸塚 就労継続支援 B型</p>
--	--

【説明確認欄】

通所介護および介護予防通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を交付し説明致しました。

事業者所在地 藤沢市円行2-25-1
名 称 クロスハート湘南台二番館デイサービス
管理者 萩田 亘

説明年月日 令和 年 月 日

説明者 _____ 印

本書面に基づく重要な事項の交付・説明を受け、利用の開始に同意いたします

同意年月日 令和 年 月 日

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆の場合は代筆者と利用者との続柄を記載)

氏名 _____

続柄 _____

保証人・法定後見人（どちらかに○をお付けください）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

※ 保証人または法定後見人については、「通所介護契約書」第3条（保証人または法定後見人）をご参照の上で該当する場合のみご記入ください

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、社会福祉法人伸こう福祉会クロスハート湘南台二番館デイサービスが、下記の利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1 利用目的

- (1) サービス計画の立案のため。
- (2) 円滑なサービス提供のために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) サービス提供事業者、行政機関及び民生委員等との連絡調整のため。
- (4) ご家族等へのご利用者の身体状況等の説明のため。
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合。
- (6) 事故、災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため。
- (7) 介護保険の給付管理に係る事務及び会計事務のため。
- (8) 業務の維持改善のための基礎資料として。

2 使用する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

但し、通所介護契約書、介護予防通所介護契約書第2条第2項の規定により、個人情報の使用についても自動更新されるものと致します。

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について、経過を記録し、請求があれば開示すること。

令和 年 月 日

社会福祉法人伸こう福祉会 クロスハート湘南台二番館 デイサービス様

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代筆の場合は代筆者名と利用者との続柄

氏名 _____ 続柄 _____

(ご利用者の家族) 住所 _____

又は※

氏名 _____ 印 _____

(保証人・法定後見人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

※ ご家族または保証人・法定後見人いずれか1名以上がご記入下さい
(保証人とご家族が同一の場合は、ご家族欄のみで結構です)

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人伸こう福祉会、クロスハート湘南台二番館デイサービスは個人情報の取り扱いについて、以下のとおり公表いたします：

1 使用目的

- (1) サービス計画の立案のため。
- (2) 円滑なサービス提供のために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) サービス提供事業者、行政機関及び民生委員等との連絡調整のため。
- (4) ご家族等へのご利用者の身体状況等の説明のため。
- (5) かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合。
- (6) 事故、災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため。
- (7) 介護保険の給付管理に係る事務及び会計事務のため。
- (8) 業務の維持改善のための基礎資料として。

2 個人情報第三者への提供について

当事業所では、ご利用者の同意を得ることなく、ご利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令に基づく場合（介護保険法における不正受給者に係わる市町村への通知等）、ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、ご利用者の同意を得ることが困難なときはこの限りではありません。

3 個人情報の取り扱いを外部の業者に委託する場合について

当事業所が保有する個人情報について、外部の業者に委託するときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行います。

4 個人情報の開示、苦情の申し立てについて

当事業所が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止、提供拒否及び苦情につきましては、下記の窓口で受け付けいたします。

個人情報受付担当	荻田 亘
個人情報管理責任者	荻田 亘
電話番号	0466-41-9500
FAX 番号	0466-41-9501

4 安全管理

当施設では、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざんを防止し、安全管理を徹底いたします。また職員教育を継続し、個人情報の適切な取り扱いを指導してまいります。

以上

利 用 料 金 の 請 求 ・ お 支 払 い に つ い て

当事業所においては、施設利用料金を以下のとく清算し、ご請求いたします。

<請求書の発行>

- 毎月末に清算し、翌月 10 日から 15 日の間にご指定のご家族宛に郵送、またはご利用時に直接お渡しいたします

<お支払い方法>

- 横浜銀行より自動引き落としさせていただきます
- 大変お手数ですが、預金口座振替依頼書を記入・捺印の上で、入所時に施設に提出をお願いいたします（口座振替成立までに 3 ヶ月程度かかりますので、その間は指定口座にお振込みをお願いいたします）

振替銀行： 横浜銀行（浜銀ファイナンス）

引落日： 每月 27 日（土・日・祝日の場合は銀行翌営業日）

通帳表示： シンコウフクシカイ

<領収書の発行>

- 前月分の領収書を翌月の請求書に同封してお渡しいたします
- 領収書を紛失された場合は、1 回のみ再発行させていただきますのでお申し出くださいませ

上記の内容および請求についてご不明な点につきましては、施設の管理者までお問い合わせ下さいませ。

請求書送付先 住所 _____

利用料金支払い者名（支払口座名義） _____

支払い者の利用者との続柄 _____

令和 年 月 日

記入者氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____

利 用 者 の 急 変 時 に 関 す る 意 思 確 認 書

当事業所のご利用中に予期せぬ状態で容態が急変した場合は、以下の対応を望みます：

1. 利用者が呼吸困難、意識喪失、心臓麻痺等により急激に容態悪化（心肺停止の危機）に陥った場合は：(該当するものに○をした上で、必要事項を記入)

1) _____ 病院に救急車搬送を希望

2) 家族に連絡をして、その指示に従っての対応を希望

①氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 昼間の連絡先 _____

携帯電話 _____

②氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 昼間の連絡先 _____

携帯電話 _____

2. 家族・後見人に連絡がつかない場合： (該当するものに○)

- 1) 救急車搬送の判断、手続き、移送を事業所に一任する

→搬送先での延命治療（気管挿管等）の実施 希望する 希望しない

- 2) 連絡がとれるまでは施設内に待機とする

令和 年 月 日

クロスハート湘南台二番館デイサービス 管理者 殿

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

本書は利用者ご本人、保証人または法定後見人いずれか意思決定が出来る方がご記入下さい

別表 サービスのご利用にかかる費用 ※介護保険の計算上、下記金額に多少の差異が生じることがございます。

ア 通所介護利用料 (藤沢市4級地 1単位=10.54円)

区分	項目	単位	介護保険1割 適用時の 自己負担額	介護保険2割 適用時の 自己負担額	介護保険3割 適用時の 自己負担額	備考
本 基 7時間以上 8時間未満	要介護度1	658／日	694円／日	1,388円／日	2,082円／日	
	要介護度2	777／日	819円／日	1,638円／日	2,447円／日	
	要介護度3	900／日	949円／日	1,898円／日	2,847円／日	
	要介護度4	1,023／日	1,078円／日	2,156円／日	3,234円／日	
	要介護度5	1,148／日	1,210円／日	2,420円／日	3,630円／日	
加算	入浴加算	40／日	43円／日	85円／日	127円／日	
	個別機能訓練加算 I (口)	76／日	81円／日	162円／日	243円／日	
	個別機能訓練加算 II	20／月	21円／月	42円／月	63円／月	
	口腔機能向上加算 II	320／月	337／月	674／月	960／月	
	送迎減算	-47／日	-50円／日	-99円／日	-149円／日	
	介護職員処遇改善加算 (II)	総単位数×0.090 ×10.54の1割	総単位数×0.090× 10.54の2割	総単位数×0.090× 10.54の3割		
	科学的介護推進体制加算	40／月	43円／月	85円／月	127円／月	
	サービス提供体制強化加算 (II)	18／日	19円／日	38円／日	57円／日	

イ 介護予防通所型サービス藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業) 利用料 (1単位=10.54円)

区分	項目	単位	介護保険1割 適用時の 自己負担額	介護保険2割 適用時の 自己負担額	介護保険3割 適用時の 自己負担額	備考
基 本	通所型サービス1 (事業対象者)	1,798／月	1,895円／月	3,790円／月	5,685円／月	
	通所型サービス2	3,621／月	3,817円／月	7,634円／月	11,451円／月	
	口腔機能向上加算II	160／月	169／月	338／月	507／月	
	介護職員処遇改善加算 (II)	総単位数×0.090 ×10.54の1割	総単位数×0.090× 10.54の2割	総単位数×0.090× 10.54の3割		
	科学的介護推進体制加算	40／月	43円／月	85円／月	127円／月	
	通所型独自サービス提供体制加算 (II) 1	72／月	76円／月	152円／月	228円／月	
	通所型独自サービス提供体制加算 (II) 2	144／月	152円／月	304円／月	456円／月	

ウ 食事代 800円 (1食あたり)

お茶代 (おやつ) 200円 (1回ご利用ごと)

エ その他 ・お客様のご希望により、レクリエーションや外出行事に参加していただく事ができます。

・その際材料費等の実費を頂く場合があります。

※介護保険の計算上、上記金額に多少の差異が生じることがございます。

※平成30年8月1日から地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により自己負担が1割の方と2割の方及び3割の方にわかれています。

※事業対象者がサービス事業の利用と並行して要介護・要支援認定申請を行い、当該申請日以降もサービ

ス事業を継続して利用することや、給付サービス利用の開始日の選択を行った場合は、認定結果が要介護1以上であっても、介護給付サービスの利用を開始するまでの間の報酬は、総合事業より支給となります。

【1ヶ月のご利用料概算】

ご利用曜日 月・火・水・木・金・土	a : 単位・円	b : 利用回数	c : 合計単位(月) (a × b)
ご利用料 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5			
入浴加算 I (要介護の方のみ)	40 単位	回	単位
個別機能訓練加算 I (□)	76 単位	回	単位
個別機能訓練加算 II	20 単位	1回	単位
口腔機能向上加算 II	160 单位	2回	単位
サービス提供体制強化加算 (II)	18 单位	回	単位
通所型独自サービス提供体制加算 (II)	(II)1 72 (II)2 144 単位 単位	1回	単位
介護職員処遇改善加算 (II)	— 単位	回	単位
科学的介護推進体制加算	40 单位	回	単位
単位合計	d :		単位
d × 10.54 円	e :		円
e × 0.9か0.8又は0.7 (介護保険分)	f :		円
e - f (自己負担分)	g :		円

昼食代 希望 (する・しない)	800 円	回	h :	円
お茶・間食代 希望 (する・しない)	200 円	回	i :	円
1ヶ月のご利用料金 (概算)	g + h + i =			